

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2022年7月5日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 7/5

#### 【ポイント】

イスラエルでとられている水際措置について御案内します。これらはいずれも、イスラエル政府の定める指針・規則に基づくもので、今後の感染状況等に応じて随時変更される可能性があります。イスラエルの出入国に関する手続きは、以下の各種リンク等から最新の規制内容等も確認し、対処してください。

(保健省 International Travel)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/>

(観光省)

<https://israelsafe.com/>

(住民移民局)

[https://www.gov.il/en/departments/news/border\\_closing\\_coronavirus\\_1406\\_2020](https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_1406_2020)

● 上掲の保健省ウェブサイトの International Travel によれば、イスラエル政府は、イスラエルに(再)入国後10日間の間に体調不良を感じる場合には、PCR検査を受けるよう求めています。

#### 【本文】

##### 1 渡航に先立って確認すべきこと

(1) 航空便の運航は、直前の変更・キャンセル等、引き続き流動的となることが見込まれます。イスラエル出入国を御検討の方は、各航空会社のウェブサイト等で運航状況をよく確認してください。

(2) 日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、乗継地の各種要件を確認する必要があります(例:乗継地で宿泊を要するフライトスケジュールの場合、入国の可否、PCR検査証明提示の要否、隔離の有無等を確認する。)

(3) 新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者がイスラエルから隔離措置なしで往来可能な対象国は、随時変更されます。日本以外の第三国との往来を検討される方は、航空会社・旅行代理店、それぞれの国の関係当局等で最新の規制状況を確認してください。

##### 2 イスラエル入国に関する水際措置

###### (1) 事前のPCR検査

イスラエル渡航に向けた滞在地出発前の PCR 検査又は抗原検査の受検及び英文陰性証明書の取得義務は廃止されました。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/16052022-01>

(2) 滞在地出発前 10 日以内の入国用フォーム (Entry Statement) 記入  
以下のリンクから必要事項を入力し、その後、確認書 (コンファメーション) が送付されてきます。

(保健省、入国用フォーム)

<https://corona.health.gov.il/en/flights/>

(3) 新型コロナウイルスの治療のための補償付き保険契約

保健省ウェブサイトの International Travel にはイスラエル入国のための保険契約の詳細は記述されておらず、同サイトに貼られているリンク先の住民移民局 (Population and Immigration Authority website) ウェブサイトによれば、イスラエル政府は、新型コロナウイルスの治療費をカバーする保険に加入する必要があるとしています (ただし、治療費の金額や下限等の説明は記載されていません)。

(Population and Immigration Authority website)

[https://www.gov.il/en/departments/news/border\\_closing\\_coronavirus\\_14062020](https://www.gov.il/en/departments/news/border_closing_coronavirus_14062020)

(4) 携行書類

旅行中、入国用フォーム提出後に受け取る確認書 (コンファメーション、デジタルデータ又は印刷どちらでも可) は常備してください。なお、出発地空港におけるチェックイン手続きにおいて、同確認書のほか、これを受信した際の Eメール本文自体の提示も求める航空会社があります。

### 3 イスラエル出国に関する水際措置

(1) 事前の検査

イスラエル出国時に PCR 検査は義務づけられていませんが、渡航先国の入国管理上、同検査の陰性証明の携行・提示義務が課せられているケースがあります。渡航先国において、入国の何日前までの受検が必要かは、渡航先国によって異なりますので、渡航先国の関係機関ウェブサイト等で確認してください。

なお、日本へ帰国する場合、PCR 検査による陰性証明を用意する必要があり、同証明書には厚生労働省が定める検体、検査方法、検査時間の記載を満たす必要があります。記載項目や検査証明の内容に不備がある場合には、航空便 (乗継便) への搭乗が拒否されますので、必ず下記 URL 内「1 (2) 日本へ入国する場合」に記載された医療機関で検査を受けてください。

(当館作成、イスラエル国内における PCR 検査 (出入国関連) について)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100202820.pdf>

(保健省ホームページ Hospitals Providing Private COVID-19 Testing)

<https://www.gov.il/en/Departments/DynamicCollectors/private-covid-test?skip=0>

(2) 出国のための許可申請等

クルーズ船での出国者を除き、出国時に特段の手続きは求められていません。

(保健省ホームページ Cruise)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/cruise/>

#### 4 陸路での出入国

陸路でヨルダン及びエジプト (シナイ半島) へ渡航予定の方は、以下のサイトを御確認ください。

(保健省ホームページ Leaving by Land)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/leaving-israel-by-sea-and-land/>

(Israel Airports Authority ホームページ Land Boarders)

<https://www.iaa.gov.il/en/airports/ben-gurion/notifications-and-updates-during-covid-19/>

#### 5 イスラエル (再) 入国後

(1) 空港等到着時

イスラエル入国時 (ベン・グリオン国際空港、陸路及び海路) の PCR 検査受検義務は撤廃されました。

(保健省プレスリリース、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/16052022-01>

(2) 入国後の隔離

入国後の自主隔離は不要となりました。

(保健省ホームページ Mandatory Isolation)

<https://corona.health.gov.il/en/abroad/isolation/>

#### 6 イスラエル国内での証明書の取得

(1) 新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者及び新型コロナウイルス感染回復者は、以下の申請サイトから手続の上、PDF ファイルの形で証明書を入手できます。不具合で操作できない場合には、時間をおいて繰り返し試みてください。

(新型コロナウイルス証明書申請サイト)

<https://corona.health.gov.il/en/green-pass/>

(2) 2 回目又は 3 回目の同ワクチン接種から 10 日以上経過しているにもか

かわらず、上掲の申請サイトから入手できない場合には、以下の方法で保健省に直接電話し、申請することができます。

ア \*5400（保健省）へ電話（ただし、繋がりにくい場合あり。）。

イ ヘブライ語のメッセージが流れるので、途中で「1（新型コロナウイルス関連）」を押す。

ウ 言語選択のメッセージが流れるので、英語のアナウンスが流れる「3」を押すと、英語を話すオペレーターが対応します。

エ 「新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明」の有効期限延長ができない（取得できない）旨を伝え、先方の質問に答える形で、ID番号（又は旅券番号）、生年月日、携帯電話番号、2回の同ワクチン接種日、接種場所（〇〇病院など）等を伝えます。

オ 先方に伝えたEメールアドレスあてに「同証明書」が送付されてきます。

#### 【参考情報】

ア イスラエル保健省：新型コロナウイルス情報センター（英語）

<https://corona.health.gov.il/en/>

イ 新型コロナウイルスについて当館から発出したこれまでの情報提供

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

ウ 駐日イスラエル大使館ホームページ、日本語

<https://embassies.gov.il/tokyo/ConsularServices/Pages/consular-services.aspx>

#### 【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館ホームページ:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>